

## 地域活性化ポイント事業について

智頭町では、町内の団体等が対象となる地域活性化イベントに出店・出演する場合、出店・出演回数に応じてポイントを付与し、ポイント数に応じて地域通貨（杉小判）を交付する地域活性化ポイント事業を行います。

詳しくは下記まで問合せください。

### 対象となるイベント（平成30年度）

- ・桜 café フェスティバル
- ・来んさい！見んさい！踊りん祭！！
- ・ハイカラ市
- ・雪まつり

### 申請から交付まで

- ①参加希望団体は、企画課へ申請書提出
- ②地域活性化ポイントカードを交付
- ③各イベント出店の際にポイントカードへ押印（1イベントにつき、1ポイント）
- ④実績報告書とポイントカードを企画課へ提出
- ⑤地域通貨（杉小判）を交付

### 地域通貨交付枚数

- ・2ポイントの場合、杉小判10枚（10,000円相当）
- ・3ポイントの場合、杉小判15枚（15,000円相当）
- ・4ポイントの場合、杉小判20枚（20,000円相当）

### 【問合せ先】役場企画課

☎75-4112

## 司法書士による「無料法律相談会」

司法書士会では下記のとおり相談会を開催しますので、気軽に利用ください。

日時 5月15日（火）

午後4時～6時 ※要予約

場所 鳥取県立図書館2階 小研修室

内容 相続、不動産登記、会社・法人登記、成年後見、多重債務等

※マイナンバーなど確認できる書類をお持ちください。

### 【問合せ先】鳥取県司法書士会

☎0857-24-7024

## 平成30年度年金に関するお知らせ

### 国民年金保険料のお知らせ

今年度の国民年金の保険料は、月額16,340円です。

（昨年度から150円の引下げ）

### 年金出張相談所の開設について

次のとおり年金相談窓口が開設されます。相談希望者は、この機会を利用してください。

相談を受ける際には、基礎年金番号がわかる書類が必要です。

日時 毎月第3火曜日

午前10時～午後3時

場所 総合センター 相談室

### 【問合せ先】役場税務住民課

☎75-4118

## 年金予約相談について

日本年金機構では、全国の年金事務所等で年金相談の予約を実施しています。

年金事務所等の窓口で年金の請求の手続きや加入の状況、受給している年金の相談等を希望される人は、ぜひ、予約相談をご利用ください。

### 予約相談のメリット

- ・都合に合わせて、スムーズに相談できます。
- ・相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ対応します。

予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書を準備してください。

これまで、年金関係の届書等は基礎年金番号を記載していただいていたことが、平成30年3月以降、マイナンバーを記載していただくようになりました。窓口にお越しの際は、マイナンバーが確認できる書類をお持ちください。

### 【問合せ先】ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

日本年金機構鳥取年金事務

☎0857-27-831

## 協会けんぽ鳥取支部加入者の皆さまへ 平成30年3月分(4月納付分) からの協会けんぽの保険料率 についてお知らせします

全国健康保険協会(協会けんぽ)鳥取支部の健康保険料率が変わります。皆様のご理解をお願い申し上げます。



### 健康保険料率

平成30年2月分 (3月納付分)まで	→	平成30年3月分 (4月納付分)から
9.99%		9.96%

### 介護保険料率

平成30年2月分 (3月納付分)まで	→	平成30年3月分 (4月納付分)から
1.65%		1.57%

※40歳から64歳までの人(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※賞与は、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

【問合せ先】協会けんぽ鳥取支部

☎ 0857-25-0051

## すぎっ子バスのダイヤが変わります

平成30年4月からすぎっ子バスのダイヤを改正します。この度、よりバス運行の効率化を図るため、智頭病院東口玄関(JR線路側)前を一般車両の駐停車禁止スペースとし、バスの回し場として使用するよう整備しました。これに伴い、利用がされていなかった『病院前』バス停を廃止します。

この駐車禁止スペースに一般車両を置くと、バスの運行に支障をきたしますので、バスの定期運行のため、駐車スペースに絶対に車輛を停めないようご協力をお願いします。

バスを利用する時は、時刻表を確認いただき、間違えのないようよろしくお願いします。

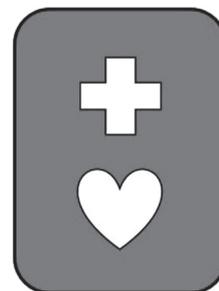
【問合せ先】役場企画課 ☎ 75-4112

## ヘルプマークの配布が 始まりました!

鳥取県では、平成29年9月1日に『鳥取県みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例』(あいサポート条例)が施行されました。

この条例の中で、県民または事業者は、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる『ヘルプマーク』を着用している人に対して、必要な支援を行うことを定めています。

智頭町では2月1日よりヘルプマークの配布を開始し、ストラップ型とバッジ型の2種類を下記の場所・条件で配布します。



### 配布場所

保健センター福祉課

### 配布条件

- ・県内に住所地等(勤務地、利用施設、事業所所在地)がある人で、ご希望の人に無償で配布します。
- ・配布するのはお一人につき、ストラップ、バッジのいずれか1個です。
- ・ご家族や支援者などの代理人による受け取りも可能です。
- ・団体として一括での受け取りは相談ください。

※配布の際に今後の参考として「援助や配慮を必要とする状態」(障がいの種別など)についておたずねしますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 【ヘルプマークを見かけた人へのお願い】

- ①公共交通機関で席をお譲りください。
- ②駅や公共施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。
- ③災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

【問合せ先】保健センター福祉課

☎ 75-4102